○農林水産省告示第二千七百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字鳥越一一四三の一（次の図に示す部分に限る。）、一一六五の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鳥越一一六五の四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県小林市東方字集二一一二の一七、二一二三の一八、字大原二二七〇の五、二二七〇の一一、字木登二六五二の二、二六五二の五、二六五二の九、二六五二の一一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字集二一一二の一七（次の図に示す部分に限る。）、二一二三の一八、字大原二二七〇の一一、字木登二六五二の二、二六五二の五、二六五二の九、二六五二の一一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市高野町南字大迫五〇二三、字大成五〇四九の一、五〇四九の三、五〇四九の八、五〇四九の九、五〇四九の一六、五〇五一の一、五〇五一の三、五〇五一の四、五〇五一の六、五〇五一の七、五〇五二、五〇五三の一、五〇五三の二、五〇五四の一、五〇五四の二、五〇五四の六、五〇五五の一、五〇五六の一、五〇五六の二、五〇五七の一、五〇五七の二、字殿丸五〇五八の一、五〇五八の二、五〇五八の四、五〇五八の五、五〇五八の一三、五〇五九の二、五〇五九の九、五〇六〇の一、五〇六〇の二、五〇六一から五〇六四まで、五〇六六から五〇六八まで、五〇七〇、五〇七七、甲五〇八〇の一、甲五〇八〇の四、五〇八一の一、五〇八三の一、五〇八三の四から五〇八三の六まで、字金輪谷五一〇五の一、五一〇五の三、五一〇六、五一〇七、五一〇九、五一一〇の一から五一一〇の三まで、五一一一、五一一三から五一一九まで、五一二〇の一、字木登二六五二の二、二六五二の五、二六五二の九、二六五二の一一

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市比和町三河内字山川五一二三の五、五一二六の三、五一二六の四、五一二七の一から五一二七の三まで、甲五一二八、乙五一二八、五一二九から五一三三まで、五一三七、五一四三、字三疋谷五一六九から五一七四まで、五一八四から五一八九まで、五一九九から五二〇一まで、五二〇五から五二〇七まで、五二二五から五二二八まで、五二三〇から五二四七まで、五二五〇、五二五二から五二七九まで、五二八一から五二八四まで、五二八九、五二九〇、五三〇〇から五三〇二まで、五三〇八、五三一九、五三二〇、五三二二から五三二四まで、五三二六、五三二八から五三三二まで、五三三四から五三三六まで、五三三九、五三四一、五三四二、五三四四、五三四五、五三四七から五三四九まで

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千八十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十五年十月十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5148号	自動復原膨脹式救命いかだ　RFD　25SR	RFD Limited	Kingsway, Dunmurry, Belfast BT17 9AF, Northern Ireland, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland

○国土交通省告示第千八十八号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十五年十月十六日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	型式変更の内容
第5019号	電子海図情報表示装置　JAN−2000	日本無線株式会社　制御部を変更